

○館林市専用水道に関する規則

平成 25 年 7 月 3 日館林市規則第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、専用水道に関し、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）及び水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(専用水道布設工事設計確認申請等)

第 2 条 専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、法第 33 条第 1 項の規定により、専用水道布設工事設計確認申請書（別記様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 専用水道の布設工事をしようとする者は、前項の確認申請書の記載事項に変更が生じたときは、法第 33 条第 3 項の規定により、専用水道確認申請書記載事項変更届（別記様式第 2 号）を市長に届け出なければならない。

(確認等の通知)

第 3 条 市長は、前条の申請書を受理し、当該工事の設計が法第 5 条の規定による施設基準に適合することを確認した場合は、法第 33 条第 5 項の規定により専用水道布設工事設計適合通知書（別記様式第 3 号）を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の申請書を受理し、当該工事の設計が法第 5 条の規定による施設基準に適合しないと認めた場合又は申請書の添付書類によっては適合するかしないかを判断することができない場合は、法第 33 条第 5 項の規定により専用水道布設工事設計不適合等通知書（別記様式第 4 号）を申請者に通知するものとする。

(専用水道給水開始前の届出)

第 4 条 専用水道の設置者は、確認を受けた施設の使用を開始するときは、法第 34 条第 1 項において準用する法第 13 条第 1 項の規定により、専用水道給水開始前届（別記様式第 5 号）を市長に届け出なければならない。

(専用水道の休止及び廃止の届出)

第 5 条 専用水道の設置者は、当該専用水道を休止又は廃止したときは、専用水道休止（廃止）届（別記様式第 6 号）を市長に届け出なければならない。

(業務の委託の届出)

第 6 条 専用水道の設置者は、技術上の業務を委託し、又は当該委託契約が失効したときは、法第 34 条第 1 項において準用する法第 24 条の 3 の規定により、水道技術管理業務委託開始（失効）届（別記様式第 7 号）を市長に届け出なければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第 7 条 市長は、専用水道の布設及び管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、設置者から必要な報告を徴し、又はその職員を専用水道施設のある場所に立ち入

らせ、検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、身分証明書（別記様式第8号）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。